

8 質の高い教育環境を整える

1 都立高校改革の推進（都立学校教育部）

(1) 都立高校改革推進計画の策定

ア これまでの都立高校改革の取組

都教育委員会は、平成9年9月に、都立高校改革の長期計画である「都立高校改革推進計画」を策定した。また、具体的な計画として二次にわたる実施計画と、その後の社会状況の変化や教育への期待の高まりを踏まえて、長期計画の一部修正と併せて「都立高校改革推進計画・新たな実施計画」（平成14年10月）を策定した。

これらに基づき、新しいタイプの高校の設置、学区の撤廃などにより学校選択幅の多様化と拡大や、少子化による生徒数の減少に対応するため、地域バランスを考慮した都立高校の規模と配置の適正化など、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施し、中途退学率の低下、都立高校入学者選抜の倍率の回復など、一定の成果を上げてきた。

しかし、個々の生徒に着目してみると、一人一人の能力を伸ばしきれていない実態があることや、依然として中途退学者が多いことなど、都立高校には様々な課題が存在している。

イ 我が国の高等学校に係る近年の動向

平成18年12月、教育の根本的な理念や原則を定めた教育基本法が改正され、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」や「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」などが教育の目標に規定された。

平成21年3月には、教育基本法の改正を踏まえ、高等学校学習指導要領の改訂が行われた。新しい学習指導要領は、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などを育成し、道徳教育や体育などを充実させることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを基本的な考え方としており、各学校ではその理念を具体化し、確実に実施していくことが求められている。

ウ 近年の我が国の社会状況と教育に対する国民や都民の期待

近年の高度情報化の進展による「知識基盤社会」の到来や、国内の産業構造・就業構造の変化に伴う雇用の多様化・流動化の進展、グローバル化が進む中での日本の存在感の相対的な低下など、社会・経済の構造的な変化は、少子高齢社会の到来、さらには、核家族化や地域のつながりの希薄化と相まって、我が国の将来に対する不透明感や閉塞感を増幅させていている。

若者の意識を見ても、社会の中に生きるという実感の喪失、規範意識の低下、内向き志向、自分本位な姿勢の広がりなどの変化が見られる。

このような状況の中、教育には、社会の要請に応え、様々な分野において将来の

日本社会をけん引するリーダーを育成するとともに、全ての生徒が個性や適性に応じ、自分の能力を最大限発揮して、社会の中で真に自立することができるよう育っていくことが求められている。

エ 都立高校改革推進計画の必要性

都教育委員会は、都立高校の現状の課題を明らかにするため、これまでの「都立高校改革推進計画」の成果を検証するとともに、中学生、高校生、高校生の進学先の大学や就職先の企業を含む都民の都立高校に対する意識を調査した上で、平成23年9月に、「都立高校と生徒の未来を考えるために—都立高校白書(平成23年度版)－」(以下「都立高校白書」という。)を作成し、公表した。

都立高校白書では、都立高校の現状において、生徒の学力や体力、規範意識、職業的自立意識のほか、教員の資質・能力や学校の経営体制などにおいても、多くの課題があることが明らかにされている。今後、都立高校が、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえながら、国民や都民の期待に応えるためには、これらの明らかになった課題の解決に向けて、計画的に取り組む必要がある。

オ 都立高校改革推進計画の策定

都教育委員会は、都立高校の更なる改革に向けて計画的に取り組むべき施策について長期計画を策定し、主体的な施策の展開と学校での実践を通じて、都立高校の改革に取り組む。

(2) 都立高校改革推進計画の目的等

ア 都立高校改革推進計画の目的

本計画は、教育基本法の理念を踏まえ、都立高校が「生徒を真に社会人として自立した人間に育成する」ことを目的とするものであり、これからの中立高校が都民の期待に応えるため、課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画である。

イ 都立高校改革推進計画の目標

本計画の目的を達成するため、以下の五つの目標を定めるとともに、当該目標の達成のため「生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育の実践」を基本的な考え方として、各施策を展開する。

五つの目標

目標Ⅰ 社会的自立の基盤となる力の確立

自立に必要となる知・徳・体を育成し、都立高校卒業時までに、社会人として必要な力を着実に身に付けさせる。

目標Ⅱ 変化する社会の中での次代を担う人間の育成

現在の日本社会が直面する様々な課題の中で、職業的自立に必要な力を育成し、グローバル社会で活躍する人間を輩出する。

目標Ⅲ 生徒の育成を担う教員の資質・能力と学校経営力の向上

プロ意識を涵養^{かんよう}し、高い専門性と優れた指導力を備えた教員を育て、校長のリーダーシップの下、一丸となって生徒を育成する学校とする。

目標Ⅳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

課程、学科やタイプに応じ、生徒の能力を伸ばす教育実践の場を提供

する。

目標V 質の高い教育を支える教育諸条件の整備

入学者選抜制度の改善、ＩＣＴ環境の充実、施設・設備の整備、就学機会の提供など、質の高い教育を支える様々な条件を着実に整備する。

ウ 計画期間及び長期計画と実施計画

本計画は、今後の都立高校改革の基本的な方向を示すものとして、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間とした長期計画とする。

長期計画の実現に向けた具体的な計画として実施計画を策定し、公立中学校卒業者数の推計や社会状況の変化等を勘案しながら、3～4年ごとに定める。

なお、実施計画策定時には、進行中の実施計画の事業検証を行い、必要な修正を行う。

実施計画の区分	計画期間	策定時期
第一次実施計画	平成24年度から平成27年度まで	平成24年2月
第二次実施計画	平成28年度から平成30年度まで	平成27年度予定
第三次実施計画	平成31年度から平成33年度まで	平成30年度予定

都立高校改革推進計画の体系図

[平成24年2月策定]

目標	具体的な目標	改革の方向（施策）	第一次実施計画における取組
I 力社会的確立自立の基盤となる	1 学力の定着と伸長	(1)学校の設置目的に応じた学力の向上	ア 「都立高校学力スタンダード」の策定
		(2)理数教育の充実	イ 「学力向上開拓推進事業」の実施
		(1)社会貢献意識とその実践力の育成	ウ 言語能力向上のための取組
	2 道徳性の涵養	(2)規範意識の育成	ア 理数教育推進校の指定
		(3)道徳教育の推進	ア 防災活動の推進
		(4)情報活用能力の向上	ア 「生活指導統一基準（都立高校生ルール（仮称））による生活指導体制の確立
	3 体力の向上と健康	(1)健全な心と身体の育成	ア 道徳教育の充実
		(2)基礎体力の向上	ア 外部人材を活用した情報活用能力向上のための取組
		(3)運動部活動の推進と競技力の向上	イ インターネット等の適正利用の推進
II 次変化をする社会人会間の中育で成る	1 職業的自立意識の醸成	(1)キャリア教育の推進	ア 健康づくり推進計画の実施
		(2)中途退学の未然防止と中途退学者等に対する進路支援	ア 総合的な子供の基礎体力向上策の推進
	2 グローバル人材の育成	(1)次代を担うリーダーの育成	ア スポーツ名門校づくりに向けた運動部活動の強化
		(2)言語能力の向上と英語コミュニケーション能力の育成	
		(3)我が国の伝統・文化を愛する心の醸成	
III 学生校徒の経営成力を担う上教員の資質・能力と	1 教員の資質・能力の向上	(1)教員の「プロ意識」の涵養	ア 系統的なキャリア教育の実践
		(2)研修の充実と強化	イ 職業的自立に向けた教育プログラムの実施
		(3)ICT活用指導力の向上と情報セキュリティ意識の定着	ア 若者の「再チャレンジ」に向けた支援の推進
		(4)人事交流の促進	
		(5)教員採用選考の改善	
		(6)教員のメンタルヘルス対策の推進	
	2 組織的な学校経営の強化	(1)校長による自律的経営体制の強化	ア 「次世代リーダー育成道場」の実施
		(2)校長の学校経営を支える経営企画室の機能の充実	イ 海外大学への進学に適応した外国語教育の実施
		(3)学校経営に対する組織的支援の推進	ア 言語能力向上のための取組（前掲）

目標	具体的な目標	改革の方向（施策）	第一次実施計画における取組
IV 学生 校徒 づ く り の 人 の 推 進 能 力 を 最 大 限 に 伸 ば す	1 普通科高校の改善	(1)進学指導の充実	ア 進学指導重点校等における進学対策の充実
		(2)普通科中堅校の活性化	イ 進学指導重点校の新たな指定
		(3)責任をもって生徒を卒業させる仕組みづくり	ア 効果的なマネジメントサイクルの構築 ア 進路多様校の改善
		(1)生徒の技術・技能の習得	ア 専門的な技術・技能の確実な習得
	2 専門高校の改善	(2)専門高校教員の指導力の向上	イ 資格取得を促進するための支援 ア 専門高校教員の専門的指導力・技術力の向上 イ 専門高校教員の就職指導に必要な能力の向上
		(3)専門教育の見直し・充実	ア 専門高校の学科改編等
		(1)定時制課程の改善	ア 定時制課程の教育内容・方法の改善 イ 定時制課程の給食の在り方の見直し
	3 定時制課程・通信制課程の改善	(2)通信制課程の改善	ア 通信制課程の教育内容・方法の改善
		(1)多様なタイプの学校の改善	ア 中高一貫教育校の改善 イ 総合学科高校・単位制高校の改善 ウ エンカレッジスクール・チャレンジスクール・新たなタイプの昼夜間定時制高校の改善 エ 多部制の定時制高校の改善
	4 多様なタイプの学校の改善	(2)多様なタイプの学校の規模等の適正化	ア 多様なタイプの学校の規模と配置の適正化
V の質 の整 備 高い 教育 を支 える 教育諸 条件	1 入学者選抜制度の改善	(1)入学者選抜制度の改善	ア 推薦に基づく選抜の改善 イ 学力検査に基づく選抜の改善
		(2)転学・編入学制度の改善	ア 転学・編入学の柔軟な対応
	2 ICT環境の整備・充実	(1)ICT環境の充実	ア 都立学校ICT計画に基づく機器配備の見直し・充実
		(1)環境負荷低減を可能とする施設・設備の整備	ア 太陽光発電設備の設置 イ 校舎屋上・壁面の緑化 ウ 校庭等の芝生化
	3 安全で環境に優しい施設整備	(2)防災拠点としての施設・設備の整備	ア 非構造部材の耐震化（体育館天井材等の落下防止）
		(3)教育内容に応じた計画的な施設・設備の整備	ア 老朽校舎の改築・大規模改修
		(1)特別支援教育の推進・充実	ア 特別支援教育推進計画に基づく都立高校における特別支援教育の推進
	4 都立高校における特別支援教育の推進	(1)就学対策の推進	ア 適切な募集枠の設定 ア 在京外国人生徒対象枠の確保
		(2)在京外国人生徒の受け入れ	イ 在京外国人生徒への日本語指導の充実 ウ 外国企業の誘致に向けた英語による教育の実施
	5 就学機会の提供		

2 ものづくり人材の育成（都立学校教育部・指導部）

(1) 小・中学校段階からのものづくり教育

○ わくわくどきどき夏休み工作スタジオ

工業高校、科学技術高校や産業高校において、夏季休業を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」を講座に設定し、工業高校に関する保護者向けのPR活動の充実・強化を通して、ものづくり人材の育成を行う。

(2) 産業界のニーズに応える教育カリキュラムの実施

ア デュアルシステムの推進

生徒に実践的な技術・技能を身に付けさせるため、企業における長期就業訓練を行い、それを単位として認定し、企業と生徒の双方が合意すれば卒業後にその企業に就職できる「東京版デュアルシステム」を、平成16年度から六郷工科高校で実施している。

この成果を踏まえ、さらに4校の工業高校に拡大することとし、平成23年度には葛西工業高校及び多摩工業高校に、平成24年度には北豊島工業高校及び田無工業高校に導入した。

今後も導入されたデュアルシステムが継続的に実施できるよう体制を整備していく。

イ 工業高校における職業訓練機関との連携

職業能力開発センターにおいて、都立工業高校生等を対象にした資格取得のための夏季集中講座を継続して実施し、参加生徒の拡大を図る。

ウ 企業OBを含めた熟練技能者の活用

都立工業高校での授業に熟練技能者を外部人材として活用することにより、より高度な技術・技能の習得を図る。

(3) 複線型ものづくり人材育成ルートの構築（工業高校から高等専門学校への編入促進）

都立工業高校から都立産業技術高等専門学校（以下「高専」という。）への編入枠を設け、毎年度、数名の生徒が編入学している。引き続き、高専及び所管する総務局と連携して、高専への編入学の魅力を生徒に周知し編入学を促進するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適応することができるよう、入学予定者に対して数学等の補講を実施する。

3 専門高校の改善（都立学校教育部・指導部）

(1) 生徒の技術・技能の習得

生徒の専門性の向上を図るため、専門高校の生徒が在学中に身に付けるべき技術・技能や資格・検定を「都立専門高校技能スタンダード」として策定した。平成26年度は、「都立専門高校技能スタンダード」に基づき、推進校12校において有用な資格の取得を促進するなど、社会が求める専門的な技術・技能を確実に習得させていく。

(2) 専門高校教員の指導力の向上

専門高校教員の専門的指導力、技術力の向上を図るため、教員が企業等を訪問する機会や研修を充実していく。

(3) 専門教育の見直し・充実

産業の動向など社会の変化に対応した専門教育を展開するため、都立専門高校改編基本構想検討委員会において、専門高校のニーズの調査結果を踏まえた検討を行い、これを踏まえて専門高校の改編に係る基本計画の策定につなげる。

4 都立中高一貫教育校の入学者決定（都立学校教育部）

中高一貫教育校の入学者の決定に当たっては、子供たちの意欲や課題発見・解決能力などの適性を的確にみることが大切であるとの考えに基づき、学力検査は行わず、報告書（調査書）と面接、作文、適性検査、実技検査を適切に組み合わせて総合的に判断し、入学者を決定することとしている。このことを踏まえ、中高一貫教育校 10 校では、各校で求める子供たちを入学者として決定するため各学校において適性検査問題を作成してきた。平成 27 年度の入学者決定からは、これまで各学校が独自に作成してきた適性検査問題の一層の質の向上を図るため、適性検査問題の一部を共通化する。

また、中高一貫教育校では、様々な個性や卓越した能力を持つ子供が集い、せつさくたくま切磋琢磨し、それぞれの可能性をより一層伸ばす教育を行うため、一般枠募集とは別に、特別枠による募集を行っている。

具体的には、都立白鷗高等学校附属中学校では、国語・算数・英語のいずれかの分野で卓越した能力を持つ者及び囲碁・将棋、邦楽、邦舞・演劇など日本の伝統文化に継続して取り組み、卓越した能力のある者を対象とする特別枠を設定し募集を行っている。

また、都立小石川中等教育学校では、自然科学の分野で卓越した能力を持つ者を対象とする特別枠を設定し募集を行っている。さらに、都立立川国際中等教育学校では、海外帰国・在京外国人生徒を対象とする特別枠を設定し募集を行っている。

5 都立高等学校の入学者選抜（都立学校教育部）

都立高等学校の入学者選抜については、能力、適性、進路希望が多様化している生徒の実態に対応するとともに、都立高等学校の個性化・特色化を推進するため、平成 6 年度選抜から単独選抜制度に移行した。平成 7 年度選抜から普通科等への推薦選抜制度の拡大を行い、さらに、受検者の学校選択幅の拡大を図るため、平成 15 年度選抜から学区制度を廃止するなど制度改善に取り組んできた。

また、平成 16 年度選抜からは、卓越した能力を持つ生徒の個性を一層伸長させ、併せて各高等学校の個性化と特色化を推進するため、文化・スポーツ等特別推薦を導入し、現行の選抜制度が確立した。

現在、都立高校の入学者選抜は「推薦に基づく選抜（以下「推薦選抜」という。）」と「学力検査に基づく選抜」により実施している。

(1) 推薦選抜

推薦選抜については、実施校を普通科等に拡大した平成 7 年度入学者選抜以降、大きく変更することなく実施してきたが、学力の高い生徒を早い段階で選抜する状況が見られるなど、学力検査に基づく選抜で求める生徒との違いが不明確になっていた。そのため、平成 23 年度入学者選抜において推薦選抜の趣旨を明確化するとともに、各学校において選抜方法の改善を図るよう「平成 23 年度東京都立高等学校入学者選抜に

おける推薦に基づく選抜の実施方針」に規定した。しかし、依然として推薦選抜の趣旨に沿っていない選抜が行われているなどの実態があったことから、平成 23 年 10 月に外部有識者を含めた「都立高等学校入学者選抜制度検討委員会」を設置し、検討を行った。

本検討委員会では、現行の推薦選抜について、「総じて、調査書点の高い生徒を選抜しており、学力検査に基づく選抜と大きな変わりはない。調査書点の高い生徒を、学力検査に先立って、各校が早期に確保しているのが実態であり、推薦選抜の趣旨が生かされているとは言い難い。」と評価された。一方で、推薦選抜を実施する意義については、次のように再確認された。

- 現在の日本が置かれている状況を踏まえると、これから日本人には、幅広い視野に基づく教養や専門性、文化、価値観等の多様性を踏まえて関係を構築していくコミュニケーション能力や協調性などの資質・能力が必要であり、推薦選抜はこのような能力を評価するのに適した選抜制度である。
- 平成 24 年度から全面実施となった現行学習指導要領において一層重視されている「生きる力」を育むために、推薦選抜において、各中学校が教育活動の中で子供たちに身に付けさせた様々な力を評価することが、中学校の教育活動に良い影響を与えることになる。

以上のとおり、本検討委員会においては、現行の推薦選抜に課題はあるものの、推薦選抜による入学者選抜の意義は大きいことから、必要な見直しを講じた上で、引き続き推薦選抜を実施していくという一定の方向性を得た。

都教育委員会は、これらの意義を踏まえ、現行学習指導要領の目標を実現するとともに、都立高校改革を推進するため、平成 24 年 4 月 26 日、「東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の基本的な考え方」を決定し、推薦選抜の目的を改め、平成 25 年度入学者選抜からこの基本的な考え方に基づいて、推薦選抜を実施した。

〔推薦に基づく選抜の目的〕

基礎的な学力を前提に、思考力、判断力、表現力等の課題を解決するための力や、自分の考えを相手に的確に伝えるとともに、相手の考えを的確に捉え人間関係を構築するためにコミュニケーション能力など、からの社会にあって生徒たちに必要となる力を評価し、選抜する。

都教育委員会は、推薦選抜の目的を踏まえ、平成 24 年 6 月 14 日に、「平成 25 年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針」を策定した。平成 25 年度入学者選抜の推薦選抜は、この実施方針に基づき集団討論及び個人面接の原則全校実施、総合成績に占める調査書点の割合の上限を設定するなど、抜本的な改善を図って実施した。

今後とも、都教育委員会は、より一層推薦選抜の目的に沿った選抜を実施するため、実施状況を把握し、検証するとともに、平成 27 年度入学者選抜に向けての改善策について検討していく。

(2) 学力検査に基づく選抜

入学者選抜の特色化を図る観点から、学力検査に基づく選抜における具体的な選抜方法については、各高等学校の裁量に委ねられている。

ア 学力検査の教科等

- (ア) 各高等学校は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）のうち、3教科から5教科までの範囲で学力検査を実施する。また、各学校の判断により面接、小論文又は作文、実技検査を実施することができる。
- (イ) エンカレッジスクールとして指定された高等学校は、学力検査を実施せず、面接、実技検査等を実施する。
- (ウ) 特色ある教育課程を有する高等学校は、教科に傾斜配点をかけることができる。
- (エ) 一部の高等学校は、生徒の能力や適性、学習到達度等をよりきめ細かく評価するため、学力検査問題（国語、数学、英語）の全部又は一部についてグループで共同作成することができる。
- (オ) 定時制課程の高等学校は、学力検査問題の全部又は一部について自校で作成することができるほか、学力検査に代えて面接、作文を実施することができる。

イ 学力検査と調査書

- (ア) 各高等学校は、学力検査の得点と調査書点の比率を、7：3、6：4、5：5、4：6のいずれかから選択できる。
- (イ) チャレンジスクール及びチャレンジ枠を有する高等学校においては、調査書の提出を求めず、面接と作文を実施する。

ウ 特別選考

特別選考では、総合成績により募集人員の8割又は9割に相当する人員を合格候補者とした後、募集人員の2割又は1割に相当する人員について、あらかじめ特別選考実施校が定めた選考資料を用いて選考する。

エ 選考

選考は、調査書、学力検査、面接、小論文又は作文、実技検査等を総合した成績、入学願書による志望及び都立高等学校長が必要とする資料（自己PRカードを含む。）により行う。

(3) 学力検査に基づく選抜の改善

学力検査に基づく選抜については、その具体的な選抜方法を各高等学校の裁量に委ねることで、入学者選抜の特色化を図るとともに、各高等学校が期待する生徒の選抜を実現してきた。一方で、選抜制度が複雑化し、分かりにくいという指摘がある。また、入学者選抜は、中学校教育と高等学校教育を接続するという役割を担っている。

このことを踏まえ、中学校で身に付けるべき学力を的確に評価し、選抜することを明確にするとともに、このことが受検生に伝わるよう複雑化した選抜制度を課程や学科等に基づき共通化・簡素化を図り、受検者にとって分かりやすい制度にすることを目的に都教育委員会は、学力検査に基づく選抜の改善に着手した。改善に当たっては、平成25年5月に外部有識者を含めた「都立高等学校入学者選抜検討委員会」を設置し、現行の選抜制度を検証するとともに、改善策について検討を行った。本検討委員会では、全日制課程においては、学力検査の実施教科数を5教科とすること、総

合成績に占める学力検査と調査書の比率を7:3にすることなどを具体的な改善策として検討した。都教育委員会は、本検討委員会の報告を踏まえ、平成28年度の入学者選抜から実施することとした。

平成26年度は、中学校、高等学校に対し、学力検査に基づく選抜の改善の趣旨等について周知するなど、平成28年度入学者選抜における改善策の円滑な実施に向けた取組を行う。

(4) 補欠募集（転入学・編入学）について

都立高校では、進路変更や学校生活・学業不適応、家庭事情等の理由で転入学を希望する生徒に対し、欠員状況等に応じて学期ごとに補欠募集（転入学）を実施している。

また、1学年以上の課程を修了し、退学後改めて2学年以上に入学する場合、毎年3月に実施する補欠募集（編入学）に応募することができる。

特に、第一学年の二学期の転入学については、異なる学科への転学、定時制課程又は通信制課程から全日制課程への転学など、一定の条件の下に応募資格等を大幅に緩和して補欠募集を実施している。今後とも、中途退学防止策の一つとして、転入学・編入学による受検機会を提供していく。

6 特別支援教育の充実（都立学校教育部・指導部）

(1) 東京都特別支援教育推進計画

これから東京都における特別支援教育の推進の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に10年間の長期計画として「東京都特別支援教育推進計画」を発表し、併せて平成19年までを計画期間とする第一次実施計画を策定した。

その後、国においては、平成19年4月に学校教育法の一部の改正が行われ、従来の特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、盲・ろう・養護学校は、特別支援学校に一本化されるとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して適切な教育を行うこととされた。

こうした動向を踏まえ、平成19年11月には、平成20年度から平成22年度までを計画期間とする第二次実施計画の策定を行った。

さらに、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に対応するための普通教室の確保、小・中学校における知的な遅れのない発達障害児への支援体制の整備、適切な就学の推進を重要な課題として位置付け、平成22年11月には、平成23年から平成28年までを計画期間とする第三次実施計画を策定した。

なお、本計画の実施に当たっては、計画期間内においても、国の動向や社会情勢の変化、幼児・児童・生徒数の推移や取り巻く環境の変化などを踏まえ、適宜、適切に計画内容の見直しを図っていく。

(2) 本計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を開拓し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与する。

(3) 平成 26 年度の主な取組

ア 特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実

(ア) 個別の教育支援計画に基づく支援の充実

福祉・医療・労働などの支援機関が連携して、一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するためには、「個別の教育支援計画」の作成、活用が必要である。これまでに作成した「個別の教育支援計画の様式」を活用した支援の在り方に関する研究実践を小・中・高・特別支援学校、それぞれにおいて進めていく。

(イ) 特別支援学校における教育効果を高める新たな指導体制の充実（P 77 参照）

(ウ) 自閉症教育の充実

小・中学部を設置する全ての知的障害特別支援学校において、引き続き、自閉症の教育課程の編成・実施の充実に取り組むとともに、知的障害特別支援学校の高等部の自閉症教育の充実に取り組む。さらに、小学部から高等部までの一貫した自閉症教育の普及・啓発のため、外部専門家を活用した授業研究を行う。

(エ) 特別支援学校における就労支援の充実（P 29 参照）

イ 都立特別支援学校の適正な規模と配置

第三次実施計画策定の際に実施した、平成 32 年度における障害のある児童・生徒数の将来推計に基づき、都立知的障害特別支援学校の再編整備を中心に都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図り、教育環境の改善を進める。

(ア) 都立鹿本学園の開校

肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）と知的障害教育部門（小学部・中学部）を併置する都立鹿本学園を平成 26 年 4 月に開校する。

(イ) 都立青山特別支援学校の開校

知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立青山特別支援学校を平成 26 年 4 月に開校する。

(ウ) 都立東部地区学園特別支援学校（仮称）の開校準備

平成 27 年 4 月に、知的障害が軽い生徒を対象として専門的な職業教育を行う知的障害教育部門と肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置する都立東部地区学園特別支援学校（仮称）を開校するため、平成 25 年 4 月に設置した開設準備室において、開校に向けた準備を実施する。

(エ) 都立足立特別支援学校高等部職能開発科の設置

都立足立特別支援学校高等部普通科に加え、知的障害が中度から軽度の生徒を対象に基礎的な職業教育を実施し、職務を遂行する上で必要な能力を開発・伸長することを目的とする職能開発科を、平成 26 年 4 月に設置する。

ウ 区市町村における特別支援教育推進体制

第三次実施計画においては、小・中学校の通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障害の児童・生徒に対する支援体制を整備するため、全ての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、専門性の高い教員が巡回指導するという「特別支援教室構想」が提案されている。これを受け、また平成 23 年度に設置した検討委員会における検討を踏まえ、目黒区、北区、狛江市、羽村市の 4 区市において、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年で、小学校を対象に特別支援教室モデル事業を実施して

おり、導入に当たっての課題の検証を進める。

エ 都立高等学校等における特別支援教育体制

(ア) 発達障害の生徒の指導に関する理解推進

発達障害の生徒の指導に関する理解推進に向けて指導資料の作成や研修に取り組む。

(イ) 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

全ての高等学校等において特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの研修や「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を充実させ、関係機関、専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援していく。

(ウ) 都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業の実施

発達障害の生徒は、チャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校に相当数在籍していると推測されることから、平成23年度に設置した「都立高等学校等における特別支援教育体制整備検討委員会」における検討を踏まえ、平成24年度から都立高等学校3校をモデル校として指定している。今後とも、都立高等学校等における特別支援教育推進体制の構築に向けた、個別指導計画等の作成・活用、進路指導及び生活指導におけるコーディネーター機能の充実、心理の専門家による巡回相談の効果等について、実践的に研究するモデル事業を引き続き実施する。

(エ) 個に応じた指導の充実

個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用に関する検討委員会や知的障害特別支援学校の取組を参考にした進路指導の充実に関する検討委員会を設置し、個に応じた指導の充実を図る。

(オ) 心理の専門家による相談支援体制

東京都特別支援教育推進室が拠点となり、引き続き、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣して巡回相談を実施する。

オ 全都的な視点に立った人材の育成

教員の採用、育成、異動等に関する現行制度の現状や課題を踏まえ、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保に関する施策の充実と、制度改善に取り組む。

カ 副籍制度による交流及び共同学習の充実

改訂した副籍ガイドラインや指導モデルを活用し、副籍制度の普及及び啓発を図る。

(4) 第三次実施計画策定以降の新たな取組

ア 病院・施設内分教室におけるタブレット端末の配備【新規】

病院・施設内分教室や訪問教育において、新たにタブレット端末を活用し、児童・生徒に対する個別指導の充実をはじめ、様々な教育活動を展開する。

イ 特別支援学校の施設整備と活用

多様な学習活動に対応できる教室の整備や施設の柔軟な利用の在り方などに関する新たな指針を策定し、学校や児童・生徒の実態に応じた教育環境を整備することにより、障害特性や発達段階に応じた教育活動の充実を図る。

ウ 発達障害教育の基盤整備

東京都発達障害教育推進会議の提言を踏まえ、都内の公立小・中学校及び高等学校に在籍する、発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤を整備するための新たな施策を検討する。

7 児童・生徒のいじめ、暴力行為等への対策の強化（指導部）

（1）いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

（2）いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべきポイント

ポイント1 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》

ポイント2 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す

《被害の子供を守る》

ポイント3 いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

《周囲の子供に働き掛ける》

ポイント4 保護者・地域・関係機関との連携《社会総がかりで取り組む》

（3）四つの段階に応じた具体的な取組

未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の四つの各段階において、以下に挙げる項目についての各学校の取組を推進する。

ア 未然防止

（ア）教員の指導力の向上と組織的対応

- ・学校いじめ対策委員会の全校設置、学校いじめ防止基本方針の策定、学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛け、学校サポートチームの全校設置、いじめに関する研修の実施

（イ）いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- ・「いじめに関する授業」の実施、弁護士等を活用した法教育の実施、言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援、都教委によるいじめ防止カードの作成・配布

イ 早期発見

（ア）いじめの「見える化」～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～

- ・定期的な「生活意識調査」の実施、スクールカウンセラーによる全員面接、定期的な個人面談の実施、全教員による校内巡回等を通じた子供の観察、関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

（イ）いじめの「見える化」～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～

- ・効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用、学校いじめ相談メール等の実施、都教委作成のいじめ防止カードの活用、言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

(ウ) 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

- ・子供の行動の記録、ファイリングの徹底、ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有、「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

(エ) 保護者・地域との連携

- ・学校便りや保護者会の積極的な活用、保護者相談の実施、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介、児童館や学童クラブとの連携

ウ 早期対応

(ア) 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- ・把握した情報に基づく対応方針の策定、学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

(イ) 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

- ・被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等、いじめを伝えた子供の安全の確保、都教委作成のいじめ防止カードの活用

(ウ) 所管教育委員会・関係機関との連携

- ・所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援、学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

(エ) 保護者・地域との連携

- ・いじめ対策保護者会の開催、PTAの活用、地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

エ 重大事態への対処

(ア) 被害の子供の保護・ケア

- ・被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護、スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア、適応指導教室への通級等の実施

(イ) 加害の子供への働き掛け

- ・別室での学習の実施、警察への相談・通報、懲戒や出席停止、加害の子供との保護者に対するケア

(ウ) 所管教育委員会・関係機関との連携

- ・所管教育委員会への報告と連携、児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携、都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

(エ) 保護者・地域との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会の開催、PTAの活用、民生・児童委員等との連携

(オ) いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ・法第28条に基づく調査、法第30条に基づく再調査

(4) 東京都いじめ総合対策の徹底

都が作成した「いじめ総合対策チェックシート」を活用し、区市町村教育委員会及び学校は、いじめ総合対策の取組状況の点検・評価を定期的に行う。

(5) 法や条例等に基づいた附属機関等について

いじめ防止対策推進法第14条に規定するいじめ問題対策連絡協議会、第14条3項に規定する教育委員会に設置できる附属機関及び法第28条に規定する重大事態が発生した場合に調査を行う組織等について、必要な規程の整備等を行う。

(6) いじめ問題への啓発と継続的な対応

ア ふれあい月間の実施

都内の全公立学校が、いじめ等の問題に対する取組を見直すとともに、的確な指導の充実を図るための「ふれあい月間」を実施する。

(年3回実施、6月・11月・2月)

イ 問題行動対策事業の実施

(ア) 東京都いじめ相談ホットライン（24時間受付の電話相談）

(イ) リーフレット、ポスター、相談カードの配布

ウ いじめ等に関わる相談事業担当者連絡会（年2回）

東京都が実施している各種相談事業を相互に連携させ、いじめ等の問題に対する全局的な相談体制の充実を図る。

構成：生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、警視庁、教育庁

エ 生活指導担当指導主事連絡会の開催（年5回）

区市町村教育委員会の生活指導担当の指導主事によって構成し、いじめ等の問題解決に向け、協議、情報交換、事例検討を行う。

オ スクールカウンセラー活用事業

文部科学省の補助事業により、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を、平成25年度、全ての公立小・中学校、中等教育学校、都立高等学校に配置した。また、全公立小・中・高校等に配置したスクールカウンセラーを効果的に活用することにより、小学校第5学年の全児童、中学校・高等学校の第1学年の全生徒を対象に面接を実施するなど相談体制の充実を図り、不登校やいじめ等の問題行動の未然防止や早期解決を図る。

カ いじめ防止教材の活用

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るため、各学校でいじめ防止教材

(DVD)「STOPいじめ～あなたは大丈夫？～」を活用した指導を行い、いじ

め問題への対応を充実する。

キ 指導資料「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」の活用

指導資料「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」を活用して、各学校がいじめ問題に関する授業や校内研修を定期的に実施するよう周知・徹底とともに、各学校における活用状況や活用した上での成果や課題を調査し、今後の指導資料の改善を検討していく。

ク 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実

(ア) いじめ等の問題解決支援チームの設置

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ専門家等からの助言が必要と判断される問題について、必要に応じて少人数の専門家等によるい

じめ等の問題解決支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に応じるなど、早期の問題解決を図る。

(イ) 問題解決に向けた機動的かつ迅速な相談対応

電話、来所、訪問により、学校等からいじめ等の問題について聴き取り、十分に状況を把握し助言する。専門家等からの助言が必要と判断される場合は、専門家等によるいじめ等の問題解決支援チームを結成し、特に緊急性のある問題については、いじめ等の問題解決支援チームによる学校への訪問を実施するなど、専門家等から直接助言を得る機会を提供する。

(7) 暴力行為等への対応

ア 学校と家庭の連携推進事業

児童・生徒の問題行動（不登校を含む。）の解決及び予防のため、「家庭と子供の支援員」を小・中学校に配置し、学校生活等において課題のある児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

イ スクールソーシャルワーカー活用事業

文部科学省の補助事業により、学校等を拠点とし、教育的及び福祉的なアプローチで学校、児童・生徒、地域、家庭に働き掛けながら問題の解決を図るスクールソーシャルワーカーを区市町村教育委員会等に派遣し、その効果的な活用を図る。

ウ セーフティ教室

保護者・地域住民の参加の下、学校・家庭・地域社会の連携による非行防止・犯罪被害防止教育を行い、都内の全公立学校において児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図る。（年度内に1回以上）

エ サイバー犯罪対策シンポジウム

青少年・治安対策本部及び警視庁と連携し、児童・生徒がネットワーク上のルールやマナーなど情報コミュニケーション技術を正しく学ぶことにより、サイバー犯罪から児童・生徒を守る。

オ 生活指導研修資料の活用

教職員向けの指導資料リーフレット「暴力行為のない学校づくりに向けて」「子供の命を守ろう」「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」を活用して研修を行うなど、暴力行為の未然防止や自殺予防、いじめ問題への対応の充実に向けた取組を推進する。

8 児童・生徒の不登校への対策の強化（指導部）

(1) 不登校対策事業

ア スクールカウンセラー活用事業（再掲）

文部科学省の補助事業により、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を、平成25年度、全ての公立小・中学校、中等教育学校、都立高等学校に配置した。また、全公立小・中・高校等に配置したスクールカウンセラーを効果的に活用することにより、児童・生徒や保護者からの相談に適切に対応するなど、不登校やいじめ等の問題行動の未然防止や早期解決を図る。

イ 学校と家庭の連携推進事業（再掲）

児童・生徒の問題行動（不登校を含む。）の解決及び予防のため、「家庭と子供の支援員」を小・中学校に配置し、学校生活等において課題のある児童・生徒へ直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

ウ ふれあい月間の実施（再掲）

都内の全公立学校が、いじめ等の問題に対する取組を見直すとともに、的確な指導の充実を図るための「ふれあい月間」を実施する。

（年3回実施、6月・11月・2月）

エ 不登校・若者自立支援フォーラムの開催

不登校を克服した人の話や、不登校を解消した具体的な事例を聞くフォーラムを開催し、不登校児童・生徒に対する学校復帰に向けた支援を行うとともに、児童・生徒に対する支援をしている教員、適応指導教室職員、相談担当者、保護者等の意識を啓発し、今後の取組や連携の一層の推進を図る。

オ スクールカウンセラー配置校連絡会の実施

スクールカウンセラー配置校校長及びスクールカウンセラー活用事業の担当指導主事を対象として、スクールカウンセラーの効果的な活用や、学校の相談体制の構築に向けて、連絡・協議や情報交換等を行う（年2回実施）。

カ 学校不適応対応連絡協議会の開催

区市町村教育委員会の学校不適応対応担当指導主事等によって構成し、学校における相談・指導の在り方について情報交換や協議等を行う（年2回実施）。

（2）教育相談事業

ア 電話相談、来所相談及び電子メールによる相談

（ア）教育相談

幼児から高校生相当年齢の子育て、いじめ、不登校、集団不適応、学業不振、発達障害、体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメントなど、家庭教育や学校教育に関わる相談を実施する。

（イ）高校進級・進路・入学相談

高校の進級、進路、入学、卒業や高等学校卒業程度認定試験などに関する相談や情報提供を実施する。

（ウ）東京都いじめ相談ホットライン

いじめの問題に悩む子供や保護者からの電話による相談を24時間体制で実施する。

イ 学校や家庭への支援

（ア）専門家アドバイザリースタッフの派遣

生徒等の関わるいじめ、不登校、集団不適応等の問題の解決のため、専門家アドバイザリースタッフを学校等に派遣する。

（イ）学生アドバイザリースタッフの派遣

生徒等の不登校、登校しぶり、いじめ等の問題の解決に資するため、生徒等に対する話し相手及び遊び相手として、学生アドバイザリースタッフを学校等に派遣する。

(ウ) 要請訪問の実施

学校、教育相談所（室）及び適応指導教室等における教職員等の教育相談に係る資質の向上や、校内における教育相談体制の改善・充実を図るため、学校等からの要請に応じて所員等を派遣する。

(エ) 青少年リスタートプレイス

東京都教育相談センターでは、「青少年リスタートプレイス」を設置し、高校を中途退学した者、高校での就学経験のない者、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある者やその保護者等を支援する。

・電話相談・来所相談

リスタート登録やつどい等に関する問合せや申込み、都立高校への入学・転学・編入学等の様々な相談に応じる。

・リスタート登録

リスタート登録した者に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行う。

・進路相談会

都立高校への入学について、具体的な情報の提供と個別相談を受け付け、適切な進路選択ができるよう支援する。

・つどい

アドバイザーからの助言を交え、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて学び、考え、語り合う場を提供する。

・就学サポート

高校を中途退学した者等、現に学校に籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に行い、都立高校への就学等に向けたきめ細かな支援を行う。

ウ 教育相談体制の充実

(ア) 教育相談機関との連携の促進

各区市町村教育相談機関との連携を促進し、実態を踏まえた支援を行うことにより、都全体の教育相談機能の向上を図る。

(イ) 都立学校への支援

児童・生徒の抱える問題の解決のため、都立学校の教職員に対して教育相談的視点から支援を行い、学校の教育相談体制の構築や教育相談活動の充実を図る。また、都立学校教育相談担当者連絡会を実施するとともに、積極的な支援を行う。

9 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実（指導部）

(1) 就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムの更なる活用の促進

就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムの更なる活用の促進を図り、幼稚園・保育所と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育の担当者が、それぞれに連続性を踏まえた教育を推進できるよう支援する。

また、就学前教育カリキュラム及び就学前教育カリキュラム活用ハンドブックの活用の促進を通じて、就学前教育施設において、小学校教育との連続性を踏まえた保

育・教育の内容や方法の見直し及び改善を推進する。

(2) 保育・教育関係者及び都民に向けた理解推進

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、保育・教育関係者及び都民を対象とした講演等の実施を通じて、更なる理解推進を図るとともに、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム、児童の規範意識を高めるためのリーフレット等、都教育委員会作成資料の趣旨及び内容について、一層の啓発を図る。

10 公立小・中学校、中等教育学校前期課程、通常の学級編制（地域教育支援部）

(1) 学級編制の仕組みと制度の変遷

公立小・中学校、中等教育学校前期課程の学級編制については、国が義務教育の全国的水準の維持向上を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）で、一学級の児童・生徒数の標準を定め、これに基づき都道府県教育委員会が基準を定めている。

平成 23 年 4 月の標準法の一部改正により、昭和 50 年度に小・中学校が 40 人学級となって以来 30 年振りに、小学校第 1 学年に係る学級編制標準が 1 学級当たり 40 人から 35 人に改められたため、都教育委員会は、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の学級編制基準（以下「東京都学級編制基準」という。）を改正し、小学校第 1 学年について、1 学級当たりの児童数を 35 人とした。

また同改正では、区市町村が地域や学校の実情に応じ、弾力的に学級を編制できるようにするため、区市町村教育委員会が都道府県教育委員会の定める学級編制基準に従って学級を編制し、都道府県教育委員会に事前協議を行い、その同意を得るという従前の制度を見直すとともに、個別の学校の実情に応じて、少人数指導やティームティーチングを実施するなど、弾力的な運用を許容することとした。

これにより、区市町村教育委員会は、平成 24 年度から、都道府県教育委員会の定める学級編制基準によりつつ、区市町村教育委員会の権限と責任の下で学級を編制し、都道府県教育委員会に事後届出を行っている。

さらに国は、平成 24 年度から、教員の加配により小学校第 2 学年においては、1 学級当たりの児童数を 35 人とする学級編制を可能とする予算措置を行うこととしたため、都教育委員会は、平成 24 年 4 月 1 日付けで東京都学級編制基準の備考欄を改正した。

なお、都教育委員会は、中 1 ギャップ等の予防・解決のため、平成 25 年 4 月 1 日付けで東京都学級編制基準の備考欄を改正し、都独自の教員加配により、中学校第 1 学年において 1 学級当たりの生徒数を 35 人とする学級編制を可能としている。

(2) 学級編制に関する都教育委員会の考え方

平成 13 年の標準法の一部改正により、国の基準を下回る学級編制基準を定めることができるようにになり、40 人を下回る学級編制基準を設定することが法的に可能になったが、都教育委員会は、生活集団としての教育効果を考えた場合、児童・生徒が互いに切磋琢磨し、社会的適応能力を育むため、学級には一定の規模が必要と考えている。

さらに、基礎学力の向上に配慮して、きめ細かな指導を行っていくためには、教科等の特性に応じた多様な集団を編成できる少人数指導が有効であると考えており、引き続き、その充実に努める。

<平成 26 年度 東京都学級編制基準（通常の学級）>

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人 (第 1 学年の児童で編制する学級にあっては、35 人)
	連続する二つの学年の児童で編制する学級（複式学級）	10 人
中学校及び 中等教育学校 前期課程	同学年の生徒で編制する学級	40 人

備考

- 1 小学校第 2 学年及び中学校第 1 学年にあっては、同学年の児童又は生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の児童又は生徒の数が 35 人を超える場合において、一学級の児童又は生徒の数を 35 人として、学級を編制することができる。
- 2 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第 1 学年及び第 6 学年を除く。）の児童数が 6 人以上の場合並びに第 1 学年及び第 6 学年にあっては、その学年を一つの学級として編制する。

<学級編制状況（通常の学級）>

(平成 25 年 5 月 1 日現在)

	小学校			中学校		
	児童数(人)	学級数 (学級)	1 学級当たりの児童数 (人)	生徒数(人)	学級数 (学級)	1 学級当たりの生徒数 (人)
区 部	346,020	11,543	29.98	135,764	4,042	33.59
市 部	199,798	6,495	30.76	90,627	2,653	34.16
町村部	4,278	190	22.52	2,055	93	22.10
全 都	550,096	18,228	30.18	228,446	6,788	33.65
全 都	550,736	18,239	30.20	226,420	6,657	34.01

(注) 日本語学級の在籍児童・生徒数及び学級数を除く。

都立中学校及び中等教育学校前期課程の在籍生徒数及び学級数を除く。

(3) 日本語学級の設置

区市町村教育委員会は、外国籍の児童・生徒や中国・韓国からの帰国児童・生徒など、日本語能力が十分でない児童・生徒に対し、日本語の習得を目的とする授業を行うことにより、通常の教科についての学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため、都教育委員会の要綱に基づき日本語学級を設置している。

日本語学級は昭和 46 年から設置され、平成 25 年度には、小学校では 11 区 3 市の 19 校に 28 学級、中学校では 5 区 1 市の 8 校に 12 学級が設置されている。

(4) 義務教育未修了者に対する施策

区市町村教育委員会は、学校教育法施行令により、任意の判断で二部授業（夜間学級）を行うことができるとされている。中学校夜間学級は、戦後の混乱期における家庭的、経済的理由による中学校の長期欠席者の就学対策として、昭和 26 年に設置されたものであり、現在は、病気等やむを得ない事情により学齢を超過し、義務教育未修了となった者を入学許可の条件としている。

平成 25 年度には、都内 7 区 1 市の 8 校に中学校夜間学級が設置されており、都教育委員会では、設置区市への財政措置等を行い、整備充実を図っている。

また、学校教育法の附則により行うことができる通信教育課程については、千代田区立神田一橋中学校に設置されている。

なお、学齢を超過した義務教育未修了者は、文部科学省が実施する「中学校卒業程度認定試験」を受験することが可能であり、本試験には都教育委員会も実施に協力している。

11 小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配（地域教育支援部・人事部）

(1) 教員の加配

ア 小学校や中学校への入学直後の時期は、その後の充実した学校生活を子供たちが送るための基礎を固めるための重要な時期である。この時期に、小 1 問題や中 1 ギャップが発生すると、子供たちが学力を身に付ける上で必要とする基盤を構築することが困難となることから、小学校第 1 学年及び中学校第 1 学年においては、教員の加配を行い、学級規模の縮小やチームティーチングを行うなど、多様な選択肢の中から地域や現場の実態を踏まえた最適策を選択する制度を、平成 22 年度より開始した。

なお、小学校第 1 学年から第 2 学年への進級の際、都内の約 9 割の小学校でクラス替えを行わない実態から、学年進行に従い小学校第 2 学年も教員加配の対象とすることとした。また、平成 22 年度には、小学校第 1 学年及び中学校第 1 学年について、教員の加配により 1 学級 39 人編制を可能とした。

イ 平成 23 年度は、前年度より 1 人遞減して、教員の加配により小学校第 1 学年及び中学校第 1 学年については 1 学級 38 人の、小学校第 2 学年については 1 学級 39 人の編制を可能とした。ただし、平成 23 年 4 月の標準法の改正と共に伴う東京都学級編制基準の改正により、小学校第 1 学年に 35 人学級編制が導入されたため、小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配は、小学校第 2 学年と中学校第 1 学年において実施した。

ウ 平成 24 年度は、小学校第 2 学年について、国の教員加配制度により 1 学級 35 人編制が可能となったため、中学校第 1 学年のみ前年度より 1 人遞減して、教員の加配により 1 学級 37 人編制を可能とした。

エ 中学校第 1 学年については、いじめの認知件数が最も多いなどの課題があるため平成 25 年度から、教員の加配により 1 学級 35 人編制を可能としている。

(2) 学校の実情に応じた加配教員の活用

- ア 加配教員の活用方法としては、学級規模の縮小、ティームティーチングなどを想定している。
- イ 加配目的に沿った活用であることを確認した上で、都教育委員会が決定する。

12 小・中学校適正規模化推進（地域教育支援部）

都内公立小・中学校の児童・生徒数は、昭和 50 年代半ばをピークに減少に転じ、平成 10 年代以降は、おおむね横ばいの状況にある。平成 25 年度における児童・生徒数は、最大規模時と比べ約半分となっているのに対し、都内公立小・中学校数は、最大規模時と比べ 9 割強となっており、児童・生徒数の減少幅に比べ学校数の減少幅は小さくなっているため、学校が小規模化している。

小規模校には利点もある一方で、児童・生徒同士の切磋琢磨せつさたくまが困難であることや、人間関係が固定化しがちであることなどの課題が指摘されている。

都教育委員会は、平成 18 年度に実施された小・中学校の適正規模に関する意見交換会における区市町村教育委員会からの要望を踏まえ、平成 19 年度から「新しい学校づくり重点支援事業」を開始した。

「新しい学校づくり重点支援事業」では、平成 28 年 4 月 1 日までに適正規模・適正配置に伴って設置される公立小・中学校を「新しい学校づくり重点支援校」として指定し、新しい学校づくりを人的・財政的に支援している。この事業により、平成 19 年度の開始以来平成 25 年度までの間に、公立小学校 66 校を 30 校に、中学校 39 校を 19 校に適正規模化する取組を支援してきている。

13 外国人児童・生徒への指導の充実（都立学校教育部・指導部）

(1) 日本語指導が必要な外国人生徒の実態の把握

都教育委員会は、文部科学省が実施する「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」に、平成 19 年度から、中学校卒業後の進路希望や在籍期間など都独自の調査項目を加えて実態調査を実施している。

なお、文部科学省が平成 20 年度から本調査を隔年実施としたため、調査未実施の年度については、都教育委員会が独自に実態の把握に努めている。

(2) 都立学校における、外国人生徒に対する日本語指導等の充実

- ア 都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在、学校において日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、1 学年の年間にわたりて、外部人材派遣による個別指導を行う。

- イ J S L (第二言語としての日本語) カリキュラムを普及・啓発するための教員研修の実施

日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加する力の育成を目指したカリキュラムについての研修を実施し、教員の日本語指導についての力量を高める。

- ウ 国際理解教育推進委員会の開催

幼稚園、小学校及び中学校における日本語指導を推進するために、区市町村教育委員会の指導主事による日本語指導に関わる情報交換及び指導主事の日本語指導のための施策に関する研修を実施する。

エ 外国人児童・生徒相談

(ア) 外国語による教育相談の充実

- ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話相談及び来所相談による対応を行う。
- ・主として、日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応等に関することについての教育相談を受け付ける。

(イ) 進路相談会

- ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行う。
- ・年間5回実施する進路相談会のうち、2回目から4回目までの個別相談会において通訳を介した個別相談会を実施する。

オ 外国人児童・生徒相談に関する情報提供

(ア) 相談者に応じた情報提供

区市町村等の外国人相談窓口の調査等を行い、相談者に応じた情報提供を行う。

(イ) 都立高等学校入学者選抜に関する情報の翻訳及びホームページへの掲載

- ・「都立高校への入学を目指す皆さんへ」（日本語総ルビ版）を作成する。
- ・「高校入学・進路に係る用語集」（中国語、英語、韓国・朝鮮語版、日本語総ルビ版）を作成する。

(ウ) 外国人児童・生徒相談の周知及び活用の促進

- ・事業リーフレット等の作成及び配布を通じ、外国人児童・生徒相談の周知と活用を促進する。
- ・公立学校日本語学級、在京外国人入学者選抜実施高等学校等を訪問することにより、外国人児童・生徒相談の周知及び活用を促進する。

(3) 「在京外国人生徒対象」の募集枠の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人の生徒数の動向や、入学者選抜の応募状況等を勘案し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討を進める。

14 小・中学校の校務改善の推進（人事部）

平成24年3月8日に校務改善の基本的な実施方針である「小・中学校の校務改善推進プラン」を策定した。本推進プランは、役割分担の明確化（経営支援部の設置により、教職員間の役割分担の明確化を図る等）や業務改善（調査・報告、各種通知・配布物の縮減及び改善の取組等）等の具体的方策を提案している。

平成25年度は、昨年度よりも93校増の325校が経営支援部を設置し、組織的な業務遂行や役割分担の明確化など様々な校務改善を実践してきた。こうした取組を都内の全公立小・中学校に普及・拡大させるため、都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校の校務改善の取組を積極的に支援していく。

(1) 都教育委員会の取組

ア 校務改善月間

11月を校務改善月間とし、1校1改善運動等を実施

イ 校務改善表彰

校務改善に関して実績を上げた団体や貢献度の高い個人に対して表彰を実施

- ウ 副校長経営力アップ研修の実施
 - エ 校務改善ニュースの発行等
- (2) 東京都及び区市町村教育委員会が一体となった行政側の主な取組例
- ア 「学校の負担軽減のための調査、通知、配布物の縮減・改善指針」の実施
 - イ 非常勤職員情報提供システムの運用
- (3) 学校及び区市町村教育委員会の主体的な取組例
- ア 経営支援部設置校の更なる拡大や経営支援機能の強化
 - イ 学校組織内での校務分掌の明確化と主・副担当制の導入、実施

15 組織マネジメントの向上（人事部）

校長のリーダーシップの下、特色ある学校づくりを推進するには、組織的な学校経営を支える主幹教諭や主任教諭を有効に活用し、全教員の能力を最大限に引き出す学校経営が必要である。

このため「OJT診断基準」「執務ガイドライン」を活用し、東京都学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）と連携して、各校の状況を把握し、指導、助言を行い、組織マネジメントの一層の向上を図っていく。

16 校長のリーダーシップ（都立学校教育部）

校長がリーダーシップを發揮し、より自律的な学校経営を行っていくために、PDC Aサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進するとともに、支援センターによるきめ細かい支援を引き続き行うことにより、校長の学校経営を支援し都民に信頼され特色ある都立学校づくりを推進する。

(1) 学校経営計画の策定

学校の自律的改革を推進し、教育の質的向上を図るため、各学校が自ら学校経営計画を立て、教育活動を実施し、その自己評価を行い、改善を図るマネジメントシステムを導入している。

今後は、支援センターが蓄積してきた学校経営のノウハウを、各校の学校経営計画に反映させる仕組みを構築し、マネジメントシステムに基づく自立的な学校経営が更に推進されるよう支援する。

(2) 自律経営推進予算

校長がリーダーシップを發揮するためには、予算面での裁量権限についても拡大する必要がある。このため、これまで各学校へ画一的に予算配付し、学校の主体性が發揮しにくかった予算制度を見直し、校長が主体的に予算執行計画の策定から執行までを行う仕組みである自律経営推進予算を導入している。

自律経営推進予算の編成には、経営企画室が積極的に関与し、学校経営計画との整合性を高める必要があるため、経営企画室の経営参画を更に促し、特色ある都立学校づくりを推進していく。

(3) 重点支援校制度

学校経営計画に定める目標に対し、先進的な取組を行う計画を持ち、高い成果が

見込まれる都立高校を重点支援校として指定し、学校経営面、人事面及び指導面で、学校の状況に応じた必要な指導・助言・支援を行うことにより、学校の改革を一層推進する。

これにより、他の都立高校においても、活性化を図るために創意工夫するという波及効果を生みだすとともに、都民に信頼される魅力ある都立高校づくりを進めていく。

<重点支援校指定校数>

平成 15 年度	15 校	平成 19 年度	9 校	平成 23 年度	11 校
平成 16 年度	14 校	平成 20 年度	9 校	平成 24 年度	5 校
平成 17 年度	12 校	平成 21 年度	9 校	平成 25 年度	6 校
平成 18 年度	15 校	平成 22 年度	9 校	指定校数累計	114 校

17 教科主任・教科会による組織的学習指導の推進（都立学校教育部）

教科主任・教科会による、各教科の指導の目標・方針の共有や授業進度の調整、教科指導に関する校内での人材育成の取組等について、支援センターが年間の学校訪問を通じて検証し、組織的学習指導の徹底を図るとともに、目標達成に向けて継続的な指導を実施する。

18 公立学校施設耐震化の推進（総務部・都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成 24 年 11 月に修正された「東京都地域防災計画」、平成 23 年 11 月策定の「東京都防災対応指針」、及び平成 24 年 3 月策定の「東京都第四次地震防災緊急事業 5 箇年計画」、並びに平成 24 年 3 月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

(1) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）

都教育委員会は、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある体育館を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施している。

ア 体育館の非構造部材の耐震化

平成 24 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成 25 年度から 3 か年（27 年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行っている。

イ 校舎棟等の非構造部材の耐震化

平成 25 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえ、平成 26 年度から耐震化改修工事を計画的に行っていく。

(2) 公立小・中学校における震災対策の推進（地域教育支援部）

ア 公立学校施設耐震化支援事業

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

平成 20 年 6 月に地震防災対策特別措置法が改正、施行され、公立小・中学校等の校舎等について、国庫補助率引上げ等を内容とする公立学校施設の耐震化促進措置が、平成 27 年度まで講じられている。

都教育委員会としても、学校施設の緊急性・重要性に鑑み、全ての小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成 20 年度から実施している。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成 25 年度から支援事業を実施することとした。

(ア) 構造体耐震化財政支援

- ・国庫補助単価と実勢単価との単価差補助
- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(イ) 非構造部材耐震化財政支援

- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(ウ) 非構造部材耐震化人的支援

区市町村へ専門的技術者（建築士等）の活用を促し、非構造部材の耐震化を支援（文部科学省「公立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策加速化事業」を活用）

イ 都内公立小・中学校及び幼稚園施設の耐震診断及び耐震改修状況

平成 25 年 4 月 1 日現在における公立学校の耐震改修状況調査の結果では、公立小・中学校及び幼稚園の建物（校舎及び屋内運動場）7,095 棟のうち、旧耐震基準により建築された建物は 5,166 棟、全棟数に占める割合は 72.8% であり、耐震診断が終了した建物は 5,163 棟、耐震診断実施率は 99.9% である。

耐震診断の結果、耐震性を有する建物及び既に補強済みの建物は 5,039 棟であり、新耐震基準により建築された建物 1,929 棟と合わせた耐震化率は、98.2% となっている。

都教育委員会は、設置者である区市町村が国及び都の補助制度を十分活用し、学校施設の耐震化の早期完了を図るよう、指導・助言を行っていく。

（平成 25 年 4 月 1 日現在）（単位：棟）

校種	全棟数	昭和 57 年 以降	昭和 56 年 以前	昭和 56 年 以前の全 棟数に占 める割合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	昭和 56 年 以前建築 の棟で耐 震性があ る及び既 に補強済 の棟数	耐震化率
幼稚園	207	72	135	65.2%	132	97.8%	131	98.1%
小・中学校	6,888	1,857	5,031	73.0%	5,031	100.0%	4,908	98.2%
合計	7,095	1,929	5,166	72.8%	5,163	99.9%	5,039	98.2%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】

19 区市町村立小・中学校の冷房化の推進（公立学校施設冷房化支援特別事業）

（地域教育支援部）

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成22年度から実施してきた。

平成26年度は、新たに特別教室の冷房化について、その整備経費の一部を補助することにより、区市町村立小・中学校の冷房化を支援していく。

20 校庭芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

「東京都教育ビジョン（第3次）」に基づき、児童・生徒に望ましい教育環境の整備を図るため、校庭芝生化の取組を積極的に推進する。

(1) 公立小・中学校の芝生化（緑の学び舎づくり補助事業）

- ・ 校庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助
- ・ 屋上緑化、壁面緑化の整備補助（モデル事業 各10校）

(2) 公立幼稚園の芝生化（モデル事業 1園）

- ・ 園庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助

(3) 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

- ・ 「校庭グリーンキーパー」（芝生の専門家）の学校への派遣（技術的な指導・助言）
- ・ 芝生リーダー養成講習会の開催

(4) 校庭芝生化に向けた普及・広報等

- ・ 芝生化未実施校への天然芝の出前
- ・ 校庭芝生化に係る情報発信（「校庭芝生化ニュースレター」）
- ・ 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- ・ コスト削減モデル事業
- ・ 芝生教材の作成
- ・ 芝生管理に地域の参加を促す広報普及啓発活動
- ・ 芝生の上での競い遊び

<都内区市町村立小・中学校（※）における校庭芝生化の実績（見込み）>

都内区市町村立学校数	1,929校	平成25年5月1日現在
校庭を芝生化した学校	412校	平成25年度末現在
芝生化面積合計	約51ha	平成25年度末現在

※ 区立中等教育学校及び区立特別支援学校を含む。

(5) 都立学校の環境改善（芝生化）

- | | |
|---------------------|----------------|
| ・ 平成25年度末までの実績（見込み） | 91校 約23.1ヘクタール |
| ・ 平成26年度の予定 | 新規11校 増設1校 |